

平成23年11月9日  
神戸税関

関係各位

(お知らせ)

タイ王国において発生した洪水被害に係る原産地証明書等の提出猶予について

今般、タイ王国において発生している洪水被害により、関税法施行令第61条第1項第2号イに定める経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(日タイEPA)及び包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定(日アセアン包括的EPA)に係る締約国原産地証明書並びに関税暫定措置法施行令第27条第1項に定める原産地証明書(以下、「原産地証明書等」という。)について、タイ側輸出者による現地での取得等に支障が生じていることから、以下のように取り扱うこととします。

記

1. 原産地証明書等については、関税法施行令第61条第4項及び関税暫定措置法施行令第28条により、災害その他やむを得ない理由に基づく提出猶予が認められているところ、これら原産地証明書等であつて、洪水被害により、その取得あるいは本邦への送付が困難であると認められる場合に限り、本件洪水については関税法基本通達 68-5-15(1) 及び関税暫定措置法基本通達 8 の 2-7(1)における「災害」に該当するものとして、同提出猶予を認めることとします。

なお、本件提出猶予に係る申告を行う場合には、事前に申告官署にご相談の上申告をしていただきますようお願いいたします。また、申告書提出時(区分1含む)には、その旨を申し添えいただきますようお願いいたします。

2. 本件提出猶予は、平成24年1月31日までになされた輸入申告等を対象とするものとし、また、提出猶予期間については、原則として平成24年2月15日までとします。

〔照会先〕 神戸税関業務部原産地調査官部門 電話 078-333-3097